登録申請書等の記載例集 広域登録検査機関版

農林水産省穀物課

1	広域登録検査機関の登録	録申請書			 P 1 ∼P 2	広域版
2	広域登録検査機関の登録	録申請書(飼料	料用米に限る)		 P 3 ∼P 4	広域版
3	広域登録検査機関の登録	録更新申請書			 P 5 ∼P 6	広域版
4	広域登録検査機関の変	更登録申請書	(種類の追加)		 P7∼P8	広域版
5	広域登録検査機関の変	更登録申請書	(区域の追加)		 P 9 ∼P10	広域版
6	添付書類一覧表				 P11	広域版
7	申請手数料				 P12	広域版
8	登録事項変更届出書				 P13	広域版
9	登録検査機関業務休止	(廃止)届出書			 P14	広域版
10	農産物検査員認印印影	届出書及び農産	産物検査員認印	廃止届出書	 P15	広域版
11	再交付願(紛失届)				 P16	広域版
12	検査機関登録台帳の登録	録抹消願書			 P17	広域版
13	農産物検査員名簿の記述	載事項変更届品	出書		 P18	共通
14	農産物検査員名簿抹消息	願書			 P19	共通

※ 広域版・・・複数の検査区域で検査を行う「広域登録検査機関」用記載例 共通・・・・・「広域登録検査機関」と1つの検査区域で検査を行う「地域登録検査機関」共通の記載例 新規の登録申請の記載例

様式第1-1号 (第1面)

広域登録検査機関の登録申請書

1

この様式は、を記入してく;	登録申請書であるため、そ ださい。	の旨 平成 年 月 日
農林水産大臣 殿		
	住所	○○県○○市1丁目○番地○号 ②
申請先が農林水産大臣であること	称	有限会社 〇〇 ③
を確認して下さい。	代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
		↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称	③ 有限会社 ○○		
	名 称	所 在 地	電話番号
④ 主たる事務所	有限会社 ○○	②	00-00-0000
	◇◇支店	○○県・・・・・	00-00-0000
⑤ 従たる事務所	△△支店	△△県・・・・・	00-00-0000
72.1 9 3 33771			
登録の区分	日田	位等検査	⑥ 成分検査
農産物の種類	⑦ 国内産玄米、	国内産小麦、国内産大豆	
農産物検査法第	517条第3項各号のレ	いずれかに該当する事実の有無	
8 無			
備考	9略称を使用する場合	↑は「(有)○○」と記入する。	

【記入上の留意点】

- ①・登録免許税(15万円)の領収証書を第3面に貼り付けてください。
 - ・登録免許税は、日本銀行の本・支店、国税収納を行うその代理店、郵便局又は税務署で納付できますが、<u>納付先は必ず申請する地方農政局の最寄りの税務署</u>にしてください。
 - ※納付の際は税務署番号を確認してください。
- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ ・機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- 4 ・主たる事務所とは、登記簿に記載された事務所を記入してください。
- 5 ・従たる事務所とは、主たる事務所以外で、検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物 検査法第25条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。 組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。
- ・成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
- ⑦ ・登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。
 - ・国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。
- (8) ・農産物検査法第17条第3項とは、

農産物検査法第17条

第3項 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 1 その法人又はその業務を行う役職員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から1年を経過しないもの
- 2 第24条第1項から3項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人
- 3 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取り消しの日前30日以内にその取消しに 係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものが業務 を行う役員となっている法人
- ・紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

新規登録の記載例

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の	検査見込数量		I	- I.a. I	
農産物検査を行おうとする区域		種類		無検査見込数量	
○○県 10		10国内産玄米	12 有	13 60トン	
		"	無	150トン	
		国内産小麦	無	300トン	
△△県		国内産玄米	有	200トン	
	国内産大豆	有	100トン		
農産物検査員			l		
氏 名 住	所	検査を行う農	産物の種類	頁 検査を行う区域	
00 00 00県・・・・・		玄米、小麦、大	1 15	〇〇県	
00 00 00県・・・・・		玄米、小麦、大		○○県、△△県	
〇〇 〇〇 〇〇県・・・・・		玄米、大豆		△△県	
○○ ○○ △△県・・・・・		玄米		△△県	
機械器具その他の設備の整備状況					
事務所又は検査場所等の名称	機械		数	所有又は賃借の別	
○○支店 ①	穀刺 (18)		2	所有 📵	
	カルト	ン	20	所有	
	はかり		1	所有	
	はかり		1	賃借	
	常圧加熱		2	所有	
	小型試	験用とう精機	2	所有	
	ふるい		2	所有	
	穀粒容	穀粒容積重計		所有	
△△支店	穀刺		6	所有	
	カルト	ン	30	所有	
	はかり	はかり		所有	
	常圧加熱	常圧加熱乾燥法使用機材等		所有	
	小型試	験用とう精機	2	所有	
	ふるい	ふるい		所有	
	穀粒容	積重計	2	所有	
農産物検査を行					
おうとする区域			事務所の	名称	
○○県		○○支店 🐠			
△△県		△△支店			

【記入上の留意点】

- ・国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。
- ・区域ごとの検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。
 - ・農産物の種類は第1面の農産物の種類と一致します。
- ・包装の有無を記入してください。フレコンは「ばら」であるため、包装は無になります。
- ・農産物の種類別、包装の有無別に、検査見込み数量をトン数で記入してください。
- ・農産物検査員欄に記載する方は農産物検査員名簿に登載済みの方に限ります。(農産物検査員の育成研修修了者であっても、農産物検査員名簿に登載されていない方は記載できません。)
- ・農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。
 - ・登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。
 例として、農産物検査員が国内産そばの資格を持っていても、登録検査機関として国内産そばの検査を行はない場合は記入不要です。
- ・農産物検査員ごとの検査を行う区域を記入してください。(都道府県単位)
- 🕠 ・検査を行うための機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。
 - ・品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入して ください。
- 18 ・農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

もみ: 各種類共通機材 (穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等) 及び試験用もみすり機、小型 試験用とう精機、恒温器 (ただし、種子検査を行わない、又は種子検査のうち発芽率検査を生産物審 査証明書による場合は不要)

玄米:各種類共通機材及び小型試験用とう精機

精米:**各種類共通機材**及びふるい

麦類: 各種類共通機材及びふるい、穀粒容積重計、恒温器 (ビール麦用)

大豆、小豆、いんげん:**各種類共通機材**及びふるい、恒温器(もみに同じ)

そば:**各種類共通機材**、穀粒容積重計及びふるい、恒温器(もみに同じ)

でん粉:白度計、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等、砂分測定瓶、ガラス電極水素イオン濃度計、窒素 定量法使用機材、電気炉

※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。

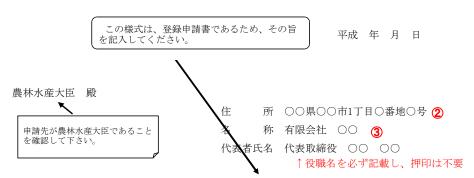
※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です。

- ・機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- 検査を行おうとする区域ごとに、その区域を管轄する事務所名を記入してください。

新規の登録申請の記載例 (飼料用米に限る)

様式第1-1号 (第1面)

(1) 広域登録検査機関の登録申請書



農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称	③ 有限会社 ○○		
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所	有限会社○○	②	00-00-0000
	△△支店	△△県・・・・・	00-00-0000
⑤ 従たる事務所		↑従たる事務所を設置する場合は	記入して下さい。
化たる事務別			
登録の区分	П	位等検査	⑥ 成分検査
農産物の種類	⑦ 国内i	産もみ、国内産玄米	
農産物検査法第	517条第3項各号のい	いずれかに該当する事実の有無	
8 無	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
備考	9略称を使用する場合	↑は「(有)○○」と記入する。	

【記入上の留意点】

- ① ・登録免許税(15万円)の領収証書を第3面に貼り付けてください。
 - ・登録免許税は、日本銀行の本・支店、国税収納を行うその代理店、郵便局又は税務署 で納付できますが、納付先は必ず申請する地方農政局の最寄りの税務署にしてください。

※納付の際は税務署番号を確認してください。

- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ↓③ ・機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- 4 ・主たる事務所とは、登記簿に記載された事務所を記入してください。
- ・従たる事務所とは、主たる事務所以外で、検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物 検査法第25条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。 組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。
- ⑥ ・成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
- ⑦ ・登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。
 - ・国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。
- 8 ・農産物検査法第17条第3項とは、

農産物烩杏汁第17冬

第3項 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 1 その法人又はその業務を行う役職員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から1年を経過しないもの
- 2 第24条第1項から3項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人
- 3 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取り消しの日前30日以内にその取消しに 係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものが業務 を行う役員となっている法人
- ・紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

新規登録の記載

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品	品位等核	食査を行	おうとする者					
1年間に行おうとする農産物検査の)検査月	見込数量						
農産物検査を行おうとする区域	20		類	包装の有	有無 札	倹査見込数	量	
○○県 110	山国内	ア産もみ	(飼料用もみ)	12 有		(13) 60	トン	
	国内]産玄米	(飼料用玄米)	有		150	トン	
	国内]産玄米	(飼料用玄米)	無		300	トン	
△△県	国内	可産もみ	(飼料用もみ)	有		200	トン	
			(飼料用玄米)	有		100	トン	
	国内]産玄米	(飼料用玄米)	無		150	トン	
農産物検査員								
1	ar:		ムオナケミ曲 幸雨	- 小手塔		検査を行	テう区	
	所		検査を行う農産物 料用もみ)、玄米		1 # 15	域	16)	
00 00 00県・・・・・						OOM	_	
00 00 00県・・・・・			料用もみ)、玄米				△△県	
00 00 00県・・・・・			料用もみ)、玄米	て (即科)	(公木)			
○○ ○○ △△県・・・・・		玄米 (飼料用玄米)				△△県		
機械器具その他の設備の整備状況		+4k+++	叩目なのなか	*/-	급드-	ケマル任用	#. D III	
事務所又は検査場所等の名称			器具等の名称 氏袋用) <mark>個</mark>	数	ŊT ²	有又は賃信		
○○支店 📆			ス表の/ (18) パレコン用)	2		所有	19	
		カルトン		1		所有		
		はかり		20		所有		
		はかり		1		所有		
			乾燥法使用機材等	1		賃借		
		中江州杰	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2		所有		
		穀刺		6		所有		
→ <i></i>		カルトン	/	30		所有		
		はかり		2		所有		
		常圧加熱	乾燥法使用機材等	2		所有		
						121 13		
農産物検査を行								
おうとする区域				事務所の	の名称	;		
	○○県			有限会社 〇〇 콊				
○○県 △△県			<u>有限会社 ○○</u> △△支店	(20)				

【記入上の留意点】

- ・国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。
- ・区域ごとの検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。
 - ・農産物の種類は第1面の農産物の種類と一致します。
- ・包装の有無を記入してください。フレコンは「ばら」であるため、包装は無になります
- 13 ・農産物の種類別、包装の有無別に、検査見込み数量をトン数で記入してください。
- ・農産物検査員欄に記載する方は農産物検査員名簿に登載済みの方に限ります。(農産物検査員 の育成研修修了者であっても、農産物検査員名簿に登載されていない方は記載できません。)
- ・農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。
 - ・登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。 例として、農産物検査員が国内産もみの資格を持っていても、登録検査機関として国内 産もみの検査を行はない場合は記入不要です。
- ・農産物検査員ごとの検査を行う区域を記入してください。
- ・検査を行うための機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。
 - ・品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入して
- 🔞 ・農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

もみ: (穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等) 玄米: (穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等)

※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。 ※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です。

- ・機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- 検査を行おうとする区域ごとに、その区域を管轄する事務所名を記入してください。

登録更新の記載例

様式第1-2号 (第1面)

広域登録検査機関の登録更新申請書

① 収入印紙	
(消印をし	
ないこと)	この様式は、登録更新申請書であるため、そ 平成 年 月 日
	\
農林水産大臣	殿
展州水座八臣	住 所 ○○県○○市1丁目○番地○号 ②
	産大臣であること 名 本 有限会社 〇〇 ③
を確認して下さ	【表者氏名 代表取締役 ○○ ○○
	↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称	③ 有限会社 ○○		
	名 称	所 在 地	電話番号
④ 主たる事務所	有限会社 ○○	❷○○県○○市1丁目○番地○号	00-00-0000
	◇◇支店	○○県・・・・・	00-00-0000
⑤ 従たる事務所	△△支店	△△県・・・・・	00-00-0000
W. C. O 7 40001			
登録の区分	日田	位 等 検 査	⑥ 成分検査
農産物の種類	⑦ 国内産玄米、	国内産小麦、国内産大豆	
農産物検査法第	517条第3項各号のい	いずれかに該当する事実の有無	
8 無			
備考	9略称を使用する場合	↑は「(有)○○」と記入する。	

【記入上の留意点】

- (1)・登録更新手数料は、検査区分(品位等検査、成分検査別)ごとに 10,100円 です。
 - ・収入印紙は貼り付けないで提出してください。
- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ ・機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- 4 ・主たる事務所とは、登記簿に記載された事務所を記入してください。
- 5 ・従たる事務所とは、主たる事務所以外で、検査場所を管轄し、請求書の受付、農産物 検査法第25条の帳簿の保存等、農産物検査に関する事務を行う事務所です。 組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載してください。
- 6 ・成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
- ・登録検査機関として検査を行う農産物の種類を記入してください。
 - ・国内産農産物の場合、種類ごとに「国内産」を付してください。
- 8 ・農産物検査法第17条第3項とは、

農産物検査法第17条

第3項 次の各号のいずれかに該当する法人は、登録検査機関の登録を受けることができない。

- 1 その法人又はその業務を行う役職員がこの法律又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から1年を経過しないもの
- 2 第24条第1項から3項までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人
- 3 第24条第1項から第3項までの規定による登録の取り消しの日前30日以内にその取消しに 係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年を経過しないものが業務 を行う役員となっている法人
- ・紙袋等に機関名の略称を使用する場合は、その旨を備考欄に記入してください。

登録更新の記載例

第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に	係る品位等検査を行	うおうとする者			
1年間に行おうとする農産物			1		
農産物検査を行おうとする区	<u>I</u> 域	種類		T無 検査見込数量	
○○県 10		10国内産玄米	10 有	③ 60ト	
		"	無	150 ト	ン
		国内産小麦	無	300 ⊦	ン
△△県	国内産玄米	有	200ト	ン	
		国内産大豆	有	100 ト	ン
農産物検査員			l		
氏 名 住	所	検査を行う農産	産物の種類	類 検査を行う	区域
00 00 00県・・・		玄米、小麦、大		〇〇県	
00 00 00県・・・		玄米、小麦、大		○○県、△∠	\県
00 00 00県・・		玄米、大豆			
OO OO △△県・・		玄米		△△県	△△県
機械器具その他の設備の整備	計 状況				
事務所又は検査場所等	の名称機械	戒器具等の名称	数	所有又は賃借の	の別
○○支店 ⑪	穀刺	穀刺 (18) カルトン		所有 🧃	9
_	カルト			所有	
	はかり		1	所有	
	はかり		1	賃借	
	常圧加熱	熱乾燥法使用機材等	2	所有	
	小型試	験用とう精機	2	所有	
	ふるい		2	所有	Ĩ
	穀粒容	穀粒容積重計		所有	
△△支店	穀刺		6	所有	
	カルト	ン	30	所有	
	はかり		2	所有	
	常圧加熱	常圧加熱乾燥法使用機材等		所有	
	験用とう精機	2	所有		
		4	所有		
	積重計	2	所有		
農産物検査: おうとする			事務所の	の名称	
○○県		○○支店 20			
△△県		△△支店			
•					

【記入上の留意点】

- ・国内産農産物の検査を行う区域は、都道府県単位です。
- ・区域ごとの検査を行おうとする農産物の種類を記入してください。
 - 農産物の種類は第1面の農産物の種類と一致します。
- ・包装の有無を記入してください。フレコンは「ばら」であるため、包装は無になります
- ・農産物の種類別、包装の有無別に、検査見込み数量をトン数で記入してください。
- ・更新時現在の農産物検査員を記入してください。
 - ・新たに農産物検査員になる予定の方の氏名は記入しないでください
- ・農産物検査員ごとに検査を行う農産物の種類を記入してください。
 - ・登録検査機関として検査を行おうとする種類のうちから記入してください。 例として、農産物検査員が国内産そばの資格を持っていても、登録検査機関として国内 産そばの検査を行はない場合は記入不要です。
- ・農産物検査員ごとの検査を行う区域を記入してください。
- ・検査を行うための機械器具等の保管場所名(従たる事務所等)を記入してください。
 - ・品位等検査を行う検査場所に機械器具等が保管されている場合は、検査場所名を記入して ください。
- ○・農産物の種類ごとに必要な機械器具その他の設備は以下のとおりです。

もみ:各種類共通機材(穀刺、カルトン、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等)及び試験用もみすり機、小型 試験用とう精機、恒温器(ただし、種子検査を行わない、又は種子検査のうち発芽率検査を生産物審 査証明書による場合は不要)

玄米:各種類共通機材及び小型試験用とう精機

精米: **各種類共通機材**及びふるい

麦類: 各種類共通機材及びふるい、穀粒容積重計、恒温器 (ビール麦用)

大豆、小豆、いんげん:**各種類共通機材**及びふるい、恒温器(もみに同じ)

そば:各種類共通機材、穀粒容積重計及びふるい、恒温器(もみに同じ)

でん粉:白度計、はかり、常圧加熱乾燥法使用機材等、砂分測定瓶、ガラス電極水素イオン濃度計、窒素

定量法使用機材、電気炉

※常圧加熱乾燥法使用機材等には電気水分計を含みます。

※はかりには分析用と量目用の2種類が必要です

- ・機械器具等ごとに、所有している機材か賃借物であるかの区別を記入してください。
- ・検査を行おうとする区域ごとに、その区域を管轄する事務所名を記入してください。

変更登録の記載例(種類の追加)

様式第1-3号 (第1面)

広域登録検査機関の変更登録申請書

① 収入印紙	
(消印をし	
ないこと)	この様式は、変更登録申請書であるため、そ の旨を記入してください。 平成 年 月 日
農林水産大臣	殿
	産大臣であること 称 有限会社 〇〇 ③
を確認して下さ	べ。
	↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので申請します。

名 称	③ 有限会社 ○○		
	名 称	所 在 地	電話番号
主たる事務所			
従たる事務所			
促たる事務別			
登録の区分	日	位等検査	④ 成分検査
農産物の種類		内産そば(追加)	
農産物検査法第	517条第3項各号のい	いずれかに該当する事実の有無	
·			
備考			

【記入上の留意点】

-7-

- ① ・登録免許税は、区分(品位等検査、成分検査)の増加は1件につき15万円、種類または区域(国内産は都道府県単位)の追加は1件につき3万円です。3万円の納付の場合は収入印紙で納付できますが、その場合は申請書には添付しないでください。
 - ・登録免許税は、日本銀行の本・支店、国税収納を行うその代理店、郵便局又は税務署で納付できますが、納付先は必ず申請する地方農政局の最寄りの税務署にしてください。
 - ※納付の際は税務署番号を確認してください。
 - ・区分、区域、種類の削除のみの場合は、登録免許税の納付の必要はありません。
- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ ・機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- 4 ・成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
 - ・登録の区分の変更として成分検査を追加または削除する場合は、(追加)または (削除)と記入してください。
- ・登録検査機関として種類を変更する場合は、その種類を記入してください。
 - ・変更箇所に下線を記入してください。
 - ・ () 内には追加または削除の別を記入してください。

変更登録の記載例 (種類の追加) 第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

農産物検査を行る	<u>ーーー</u> おうとする区域		種 類	包装の有	与無	検査見込数量
○○県 ⑥			6国内産玄米	6 有		⑥ 60トン
_			"	無		150トン
			国内産小麦	無		300トン
△△県			国内産玄米	有		200トン
			国内産大豆	有		100トン
			国内産そば	<u>有</u>		<u>5トン</u>
農産物検査員						
⑦ 氏 名	住	所	検査を行う農産	産物の種	類	検査を行う区域
00 00	○○県・・・・・		玄米、小麦、大	豆		○○県
00 00	○○県・・・・・		玄米、小麦、大	豆、 <u>そば</u>	<u>.</u>	○○県、△△県
00 00	○○県・・・・・		玄米、大豆、そ	<u>ば</u>		△△県
	△△県・・・・・		玄米			△△県
機械器具その他の	の設備の整備状況					
事務所又は	は検査場所等の名称	機械	器具等の名称	数	戸	所有又は賃借の別
△△支店 8)	穀刺 <u>(そば)</u> ⑧		3	所有	「(玄米と共用)
<u> </u>		カルトン <u>(そば)</u> はかり <u>(そば)</u>		6	所有	「(玄米と共用)
				2	所有	「(玄米と共用)
		常圧加素	热乾燥法			
		使用機材	才等 <u>(そば)</u>	2	所有	「(小麦と共用)
		ふるい	(そば)	<u>2</u>	所有	Ĺ
		穀粒容積	責重計 (そば)	<u>1</u> <u>所有</u>		Ĺ
	農産物検査を行 おうとする区域			車 教託	のタ:	£hr
	やしてする巨級			事務所の	(7)名	[V]

- ⑥ ・変更する種類や区域に関わらず登録検査機関として検査を行う予定のすべての種類の検査見込み数量を記入してください。
- ⑧ ・追加する区分、種類、区域に該当する機械器具等を記入してください。
 - ・種類を追加する場合には、() 内に種類名を記入してください。
 - ・申請書に添付する機械器具等の写真は、「機械器具等の名称」欄に記載したすべての機材の写真です。

変更登録の記載例(区域の追加)

様式第1-3号 (第1面)

広域登録検査機関の変更登録申請書

1

この様式は、の旨を記入して	変更登録申請書であるため てください。	、そ 平成 年 月 日
農林水産大臣 殿	住所	○○県○○市1丁目○番地○号 ②
申請先が農林水産大臣であることを確認して下さい。	称	有限会社 ○○ ③ 代表取締役 ○○ ○○ ↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査法の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので申請します。

名 称	③ 有限会社 ○○				
	名 称	所 在 地	電話番号		
主たる事務所	有限会社○○	〇〇県〇〇市1丁目〇番地〇号			
従たる事務所	⑤ <u>有限会社</u> ○○ <u>△△支店(追加)</u>	△△県・・・・・	<u>(5)</u>		
作だる事務別					
登録の区分	品	位等検査	④ 成分检查		
農産物の種類					
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無					
	Т				
備考					

- ①・登録免許税は、区分(品位等検査、成分検査)の増加は1件につき15万円、種類または区域(国内産は都道府県単位)の追加は1件につき3万円です。3万円の納付の場合は収入印紙で納付できますが、その場合は申請書には添付しないでください。
 - ・登録免許税は、日本銀行の本・支店、国税収納を行うその代理店、郵便局又は税務署で納付できますが、納付先は必ず申請する地方農政局の最寄りの税務署にしてください。
 - ※納付の際は税務署番号を確認してください。
 - ・区分、区域、種類の削除のみの場合は、登録免許税の納付の必要はありません。
- ② ・住所は、登記簿の記載どおりの住所を記入してください。
- ③ ・機関の名称は、登記簿記載の正式な名称を記入してください。
- ④ ・成分検査を実施しない場合は、成分検査の文字を二重線で抹消してください。
 - ・登録の区分の変更として成分検査を追加または削除する場合は、(追加)または (削除)と記入してください。
- **⑤** ・変更箇所に下線を記入してください。
 - ・()内に追加または削除を記入してください。
- ※農産物検査を行う区域を削除する場合の提出書類等
 - ・登録検査機関の変更登録申請書(登録事項変更届出書は不要)
 - ・登録抹消願書(削除する区域のみに登録されている農産物検査員)
 - ・農産物検査員認印廃止届出書(削除する区域のみに登録されている農産物検査員)
 - 農産物検査員証の返還

変更登録の記載例 (区域の追加) 第2面の1は、国内産農産物の品位等検査用 第2面の2は、外国産農産物の品位等検査用 第2面の3は、成分検査用

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

(第2回の1) 国内生展産物に係る面					
1年間に行おうとする農産物検査の	検査見込数量		1		
農産物検査を行おうとする区域		種 類		有無	検査見込数量
○○県 ⑥		6国内産玄米	6 有		⑥ 60トン
		"	無		150トン
		国内産小麦	無		300トン
<u>△△県(追加)</u> ⑤		国内産玄米	有		<u>200トン</u>
		国内産小麦	無		100トン
農産物検査員					
7					
氏 名 住	所	検査を行う農	産物の種	類	検査を行う区域
○○ ○○ ○○県・・・・・		玄米、小麦			○○県
○○ ○○ ○○県・・・・・		玄米、小麦			○○県、 <u>△△県</u>
○○ ○○ ○○県・・・・・		玄米、小麦			<u>△△県</u>
○○ ○○ △△県・・・・・		玄米、小麦			<u>△△県</u>
機械器具その他の設備の整備状況				1	
事務所又は検査場所等の名称		器具等の名称	数		f有又は賃借の別 <u></u>
△△支店 8	穀刺	8	2		(○○県と共用)
	カルト		20	所有	(○○県と共用)
	はかり		1	所有	<u>[</u>
	<u>はかり</u>		1	所有	<u> </u>
	常圧加熱	乾燥法使用機材等	<u>2</u>	所有	<u> </u>
	小型試験	険用とう精機	<u>2</u>	所有	Ĺ
	ふるい		2	所有	(○○県と共用)
	穀粒容和	責重計	2	所有	(○○県と共用)
農産物検査を行			サマケニビ	<i>∞</i> + ¹	G&-
おうとする区域 <u>△△県(追加)</u> ⑨		有限会社○○	<u>事務所</u>		外
		OUTEMER.	<u> </u>	<u>L</u>	

- ⑥ ・変更する種類や区域に関わらず登録検査機関として検査を行う予定のすべての種類の検査見込み数量を記入してください。
- ⑦ ・変更する種類や区域に関わらず登録検査機関に所属するすべての農産物検査員を記入してください。
- ・追加する区分、種類、区域に該当する機械器具等を記入してください。
 - ・申請書に添付する機械器具等の写真は、「機械器具等の名称」欄に記載したすべての機材の写 真です。
- 9 ・区域を変更する場合に記入してください。
 - ・()内に追加または削除を記入してください。

新規登録、登録更新及び変更登録の申請に係る添付書類一覧表

書類の種類	書類の内容	新規登録 (第1-1号)	登録更新 (第1-2号)	変更登録 (第1-3号)
定款	原本証明が必要	0	0	
登記事項証明書	履歴事項全部証明書など	0	0	
役員の氏名及び住所を記載 した書類		0	0	
貸借対照表及び損益計算書 又は収支計算書	申請日の属する事業年度の前事業年度	0	0	
事業計画及び見積損益計算 書(収支予算)に係る書類	申請日の属する事業年度及び翌事業年度	0	0	
組織規程等	申請者の組織に関する規程、業務の執行 に関する規程、業務分担表等	0	0	_
従たる事務所に関する書類 (注1)	登記事項証明書類で確認出来ない場合 は、所有又は利用可能なことを証明する 書類(賃貸借契約書、所有者の承諾書の 写し等)	0	0	(注4)
検査場所に関する書類 (注2)	所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書の写し等)	0	(注3)	(注4)
検査器具機材の写真	・はかりは、計量法に係る定期検査を 行っていることがわかる写真も提出 ・水分計は、メーカー点検を行ってい ることがわかる写真も提出 ※新規に購入した場合は、購入年月日 が確認できる書類等の写しを提出 ・賃貸借の場合は、その内容がわかる 書類の写し等	0	0	(注5)
農産物検査員と申請者との 関係を証明する書面	職員の場合は身分証明書、出向者及び嘱 託職員の場合は辞令、契約書の写し等	0	0	0

- 11 -

注1	申請書第1面の「従たる事務所」欄に記載されている場所。
注2	申請書第2面の機械器具その他の設備の状況のうちの「事務所又は検査場所の名称」欄に記載されている場所及び申請者が品位等検査を行うすべての検査場所。
注3	提出済みの業務規程をもってこれに代えることができる。
注4	農産物検査を行う区域を追加する場合の該当区域の従たる事務所及び検査場所。
注5	農産物検査を行う区域及び種類を追加する場合の該当区域及び種類に関する 検査器具機材の写真。

登録検査機関の登録、変更登録及び更新に係る手数料

申請の種類	申請件数の留意点	品位等検査	成分検査	品位等検査 + 成分検査	種類の追加	区域の追加	種類の追加 + 区域の追加
登録	検査の区分(品位等検査・成分検査)ごとに1件としてカウント ※品位(国内・外国)と成分検査をあわせて登録する場合は、2件分の申請としてカウントされます。	¥150, 000	¥150, 000	¥300, 000			_
変更登録 登録の区分の増加	品位等検査(国内・外国)または成分検査 を追加する場合	¥150, 000	¥150,000	l		l	_
変更登録 農産物の種類・区域の増加	検査の種類・区域ごとに1件としてカウント ※種類と区域をあわせて申請する場合は、2件分の申請としてカウントされます。		_	_	¥30, 000	¥30, 000	¥60, 000
変更登録 農産物の種類・区域の削減	検査の種類や区域を削減する場合			1		1	_
更新	検査の区分(品位等検査・成分検査)ごとに1件としてカウント ※品位(国内・外国)と成分検査をあわせて更新する場合は、2件分の申請としてカウントされます。	¥10, 100	¥10, 100	¥20, 200			_

登録事項変更の届出の記載例

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿



住 所 ○○県・・・・ 名 称 株式会社 □□ 代表者氏名 代表取締役 ○○○○

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法(昭和26年法律第144号。 以下「法」という。)第17条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	1		登録年月	日	1	平成〇年〇	月〇日
	変更年月日	変	更	前		変	色 後
② 法第17条第 4項第2号 に関するこ と	⑤ 平成△年△月△日	代表取締	役□□□			代表取締役 (0000
③ 法第17条第 4項第6号 に関するこ と	平成△年△月△日	⑥ 財団法人 ○県○市				○県△市・・	
4 法第17条第 4項第7号 に関するこ	平成△年△月△日	⑦ 農林 太	郎			登録抹消 8	
と	平成△年△月△日					新規登録 9 関東次郎 生年	平月日、住所
	平成△年△月△日	農林 太 玄米、小 そば	:郎 麦、大麦、	大豆	Ĺ	農林 太郎 (もみ、玄米、小 大豆、そば(も	

【記入上の留意点】

① ・登録年月日は初年度の年月日を記入してください。

234

法第17条第4項第2号

登録検査機関の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更

法第17条第4項第6号

成分検査の受委託の契約先の登録検査機関に係る名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更 法第17条第4項第7号

農産物検査員の氏名、住所の変更

《法第17条第4項第2号》

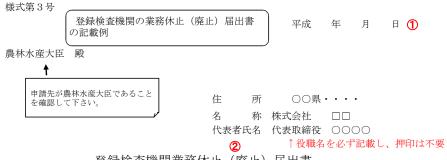
⑤ ・登記簿等 (履歴事項全部証明書など) による変更年月日を記入してください。 (届出の際には、登記簿の 写しや複数の理事のうちの代表選出については議事録の写し等を添付してください。)

《法第17条第4項第6号》

- **⑥** ・成分検査の受委託の契約先の登録検査機関からの通知書を添付してください。
 - ・成分検査の受委託の契約先の住所変更の場合は、変更前欄に名称と旧住所、変更後欄に新住所を記入してください。

《法第17条第4項第7号》

- ⑦・変更する農産物検査員のみ記入してください。
- ⑧ ・農産物検査員の登録抹消の場合は、変更前欄に氏名、変更後欄に「登録抹消」と記入してください。
- ・農産物検査員の新規登録の場合は、変更後欄に氏名、生年月日、住所を記入してください。 なお、農産物検査員の新規登録の場合の変更年月日は、該当する検査員の名簿登載日以降になります。・農産物検査員の住所変更の場合は、変更前欄に氏名と旧住所、変更後欄に新住所を記入してください。
- ⑩・変更登録申請を伴わない場合に、農産物検査員の検査を行う種類の追加を行う際の届出は、変更前欄に氏名、農産物の種類、変更後欄に氏名、農産物の種類及び追加する種類を(○○の追加)と記入して下さい。



登録検査機関業務休止(廃止)届出書

登録検査機関の業務を下記のとおり休止(廃止)したいので、農産物検査法 (昭和26年法律第144号) 第17条第8項の規定に基づき届け出ます。

記

1 名称及び主たる事務所の所在地

株式会社 🗆 🗅 🔞 ○○県・・・・

2 休止の開始日及び期間又は廃止の予定日

平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日 ④ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ⑤

3 休止又は廃止する理由 ⑥

【記入上の留意点】

① 届出書の提出は休止(廃止)日以前に提出して下さい。
② 休止か廃止の該当する内容を記載して下さい。
③ 登録検査機関の名称及び住所を記載して下さい。
④ 休止の場合は、休止する期間を記載して下さい。
⑤ 廃止の場合は、廃止する年月日を記載して下さい。
⑥ 休止又は廃止する理由を記載して下さい。

※休止する場合の提出書類(休止日又は休止日以降に提出)

(休止日の日付で業務休止届出書と一括して提出)

・休止の開始日が含まれる期間の農産物検査結果報告書(水分の含有率報告を含む)

※廃止する場合の提出書類(廃止日又は廃止日以降に提出)

(廃止日の日付で業務廃止届出書と一括して提出)

- ・廃止の開始日が含まれる期間の農産物検査結果報告書(水分の含有率報告を含む)
- · 農産物検査員認印廃止届出書
- 検査機関登録台帳の登録抹消願書
- 農産物検査員証の返還
- ※農産物検査員名簿抹消願書(農産物検査員名簿から抹消する場合)

様式第5-1号

農産物検査員認印印影届出書の記載例

平成 年 月 日

○○農政局長 殿 ①

申請先が関東農政局長であること を確認して下さい。

住

代表者氏名

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査員認印印影届出書

印影使用年月日: 平成〇年〇月〇日 2

農産物検査員氏	:名 証明書番号	印影
00 00	K0000001	

様式第5-2号

農産物検査員認印廃止届出書の記載例

平成 年 月 日

○○農政局長 殿 ①

申請先が関東農政局長であること を確認して下さい。

住

代表者氏名

↑役職名を必ず記載し、押印は不要

農産物検査員認印廃止届出書

次の農産物検査員の認印を廃止しましたので、届出いたします。

印影廃止年月日: 平成〇年〇月〇日

農産物検査員氏名	証明書番号	印 影
00 00	K0000001	

上記農産物検査員の認印を 焼却 しました。

平成 年 月

焼却 確認者

登録検査機関

氏 名 囙

- ・様式5-1号における農産物検査員の新規登録に伴う届出の場合は、登録事項変更による公示
- −15/3 ・廃棄または焼却の別を選択して記入してください。

様式第10号

農産物検査員証再交付願(紛失届)の記載

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請先が農林水産大臣であることを確認して下さい。

所 在 地 ○○県・・・・

登録検査機関名 株式会社 □□

代表者名 代表取締役 ○○○○ 印 ↑ 役職名を必ず記載

再交付願(紛失届)

当機関に所属する農産物検査員 ① について、農産物検査員証を紛失しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。 なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

② 紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員 住所 氏名

(注) 農産物検査員の署名ができない場合は、登録検査機関の検査担当者が紛失理由の 記入及び農産物検査員を登録検査機関検査担当者と読み替え署名を行う。 【記入上の留意点】

① ・農産物検査員証を再交付を行う、もしくは紛失した農産物検査員の氏名を記入して下さい。

② ・農産物検査員証を紛失した理由を記入して下さい。

③ ・農産物検査員証を再交付を行う、もしくは紛失した農産物検査員の住所、氏名を記入し押印をして下さい。

証を返納し、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)別記様式第18号 の検査機関登録台帳から抹消願います。

記

- 1. 抹消する農産物検査員氏名
- 00 00
- ② 2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号 K000000号
- 3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由 4

上記返納できない理由に相違ありません。

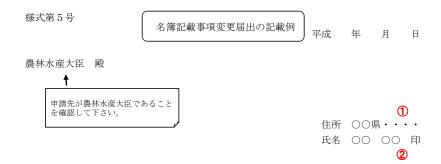
登録検査機関検査担当者**⑤** 氏名

【記入上の留意点】

1	・登録を抹消する理由を記入して下さい。
2	・登録を抹消する農産物検査員の氏名を記入して下さい。
3	・証明書番号を記入して下さい。
4	・農産物検査員証を紛失等の理由により返納できない場合は、その理由を記入して下さい。

・返納している場合は、記入は不要です。

・農産物検査員証を返納できない場合は、農産物検査担当者の氏名を記入し、押印して下さい。



農産物検査員名簿の記載事項変更届出書

農産物検査員名簿の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	変更前	変更後
変更した年月日を記載	変更する以前の内容を記載	変更後(現在)の 内容を記載

【記入上の留意点】

① ・農産物検査員の現住所を記入して下さい。

② ・農産物検査員の氏名を記入し、私印を押印して下さい。

様式第6号

農産物検査員名簿からの抹消の届出の記載

年 月 日

農林水産大臣 殿

↑ 申請先が農林水産大臣であること を確認して下さい。

農産物検査員 **①** 住所 ○○県・・・・ 氏名 ○○ ○○ 印

農産物検査員名簿抹消願書

農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第15条第1項の農林水産大 臣が作成する名簿から抹消願います。 【記入上の留意点】

① ・名簿から抹消する農産物検査員の住所、氏名を記入し、私印を押印して下さい。